

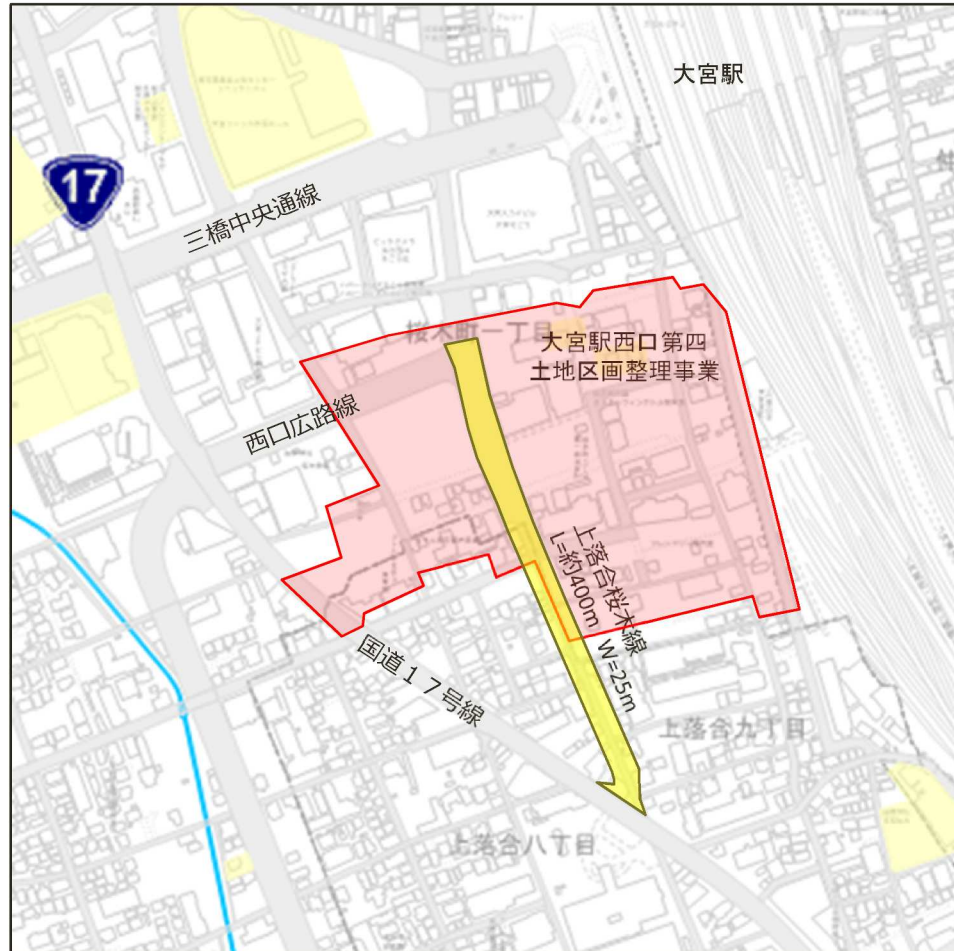
都市計画道路 上落合桜木線

事業概要等について



さいたま市 都市局 都心整備部
大宮駅西口まちづくり事務所

1 事業概要について



◆道路概要

都市計画道路 3・3・108号 上落合桜木線

延長:約400m

幅員:25m (2車線)

起点:さいたま市中央区上落合九丁目

終点:さいたま市大宮区桜木町一丁目

◆都市計画決定

平成5年7月9日(旧与野市当初)

平成5年7月9日(旧大宮市当初)

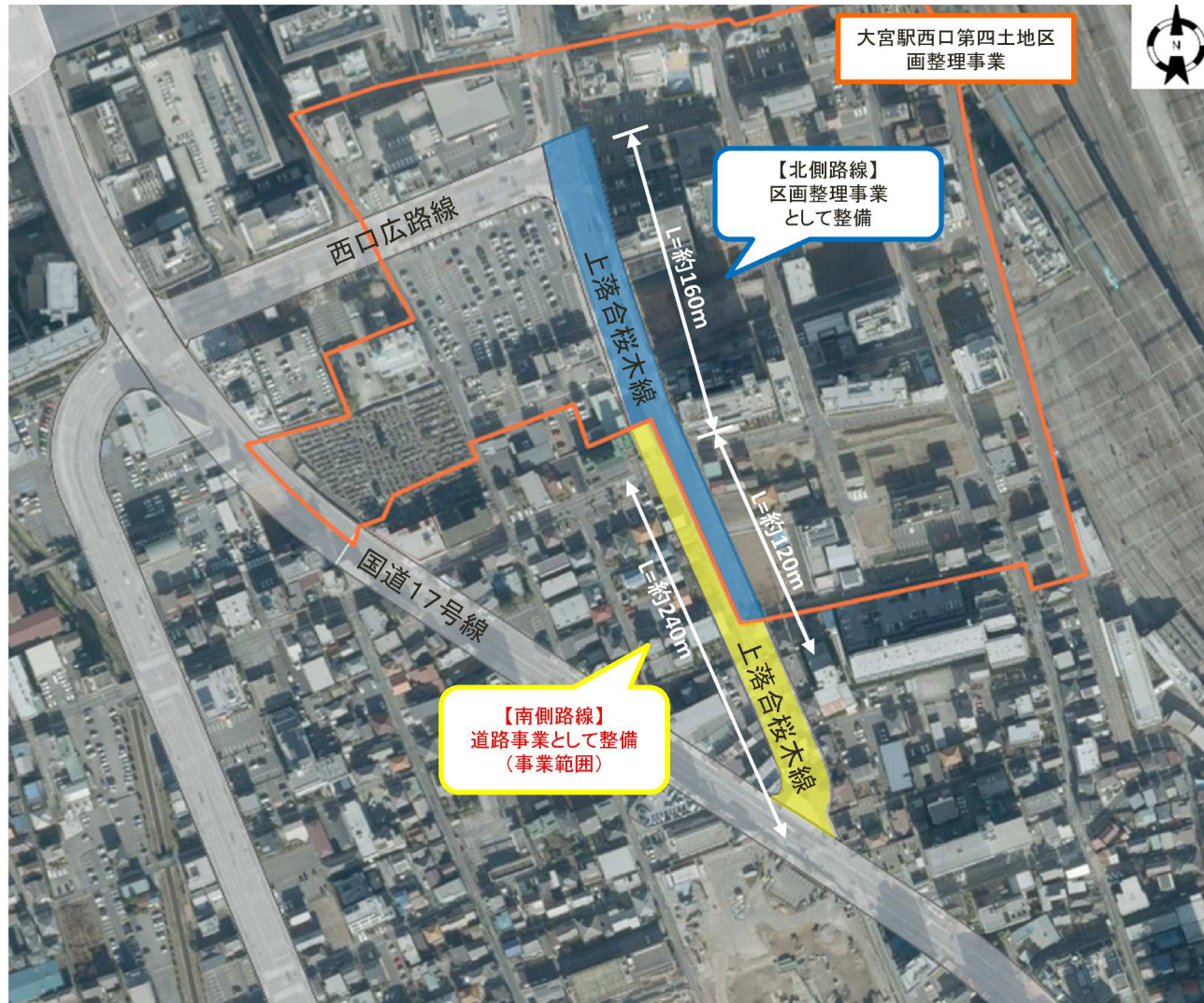
平成14年2月1日(三市合併による名称変更)

平成16年10月26日(政令市による区名追加)

平成30年11月22日(国道17号交差点形状変更)

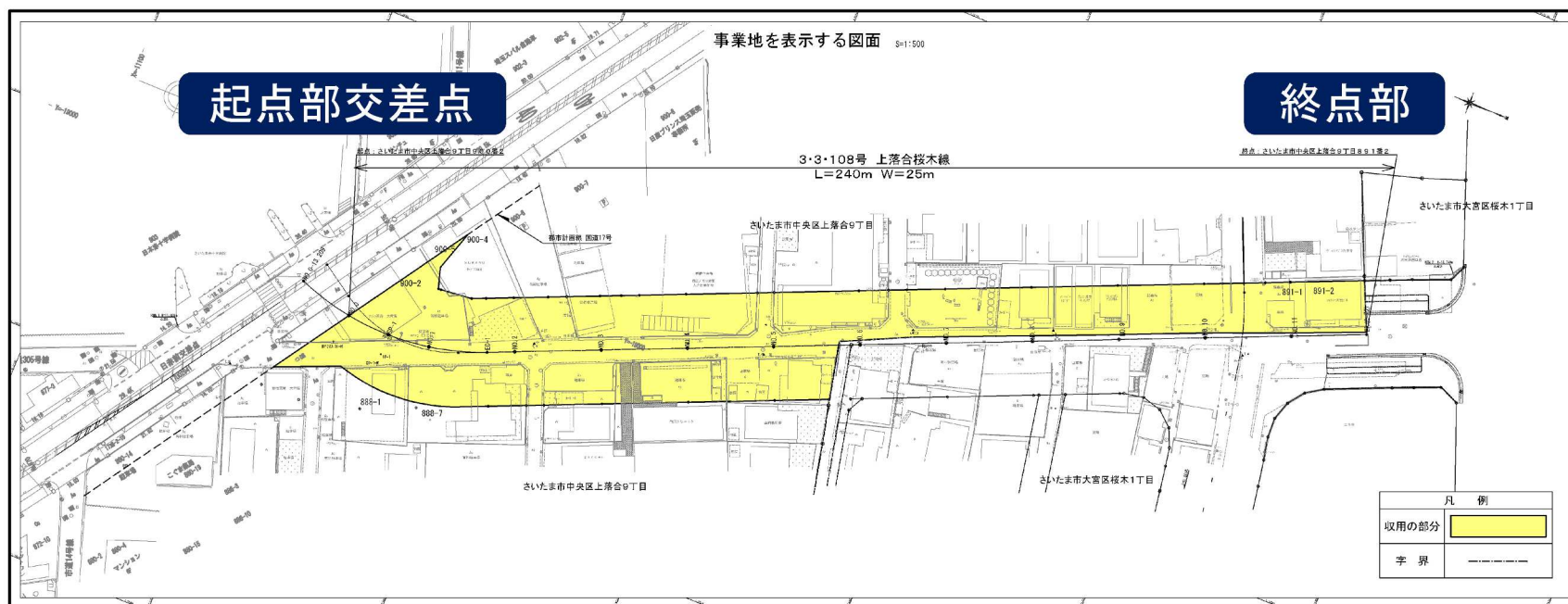
1 事業概要について

位置図



1 事業概要について

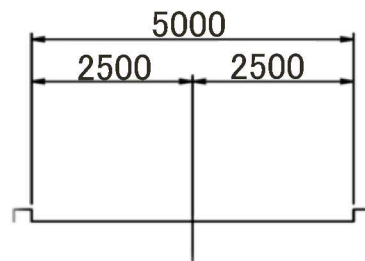
平面図



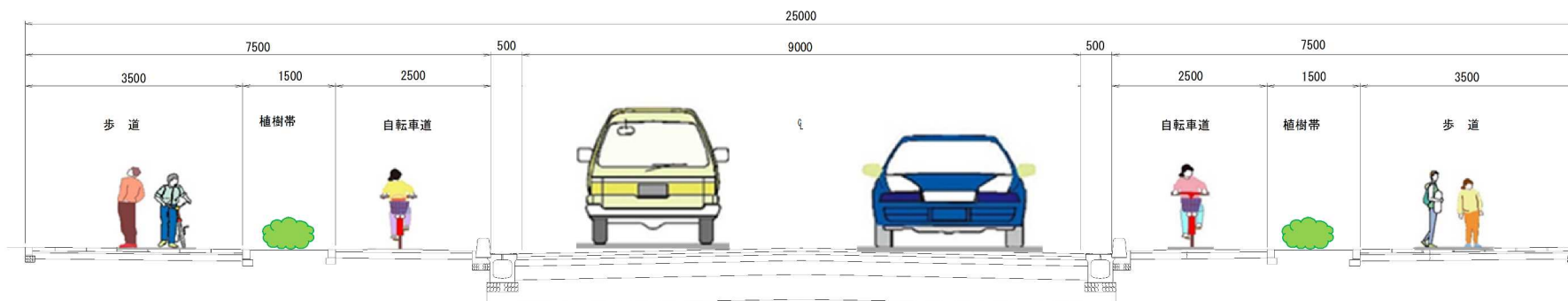
1 事業概要について

標準横断図

■ 現況



■ 完成形



建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内に施行の障害となるおそれがある行為をする際に、許可が必要となります。

施行の障害となるおそれがある行為とは

- ① 土地の形質の変更
- ② 建築物の建築
- ③ その他工作物の建設
- ④ 移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

原則としてこれらの行為は**不許可**となります。

2

都市計画法上の制限について

土地建物等売買の制限（都市計画法第67条）

事業地内の土地建物等を売却する際は事前に、予定金額、買い主等の届出が必要となり、届出期間中は当該土地建物等を譲り渡すことが出来ません。

⇒届出後、さいたま市は30日以内に買い取るかどうかを通知します。

買い取る場合

売却予定金額に相当する代金で買収

買い取らない場合

売却可能

事業用地にかかる土地をご売却のご予定がある方は、事前に大宮駅西口まちづくり事務所にご相談ください。

土地収用法の適用（都市計画法第70条）

土地収用法に基づく収用権が付与され、収用委員会に対して
裁決申請や明渡裁決の申立が可能になります。

任意で用地取得できるように交渉を重ねてまいります。

お問い合わせ先

さいたま市 都市局 都心整備部
大宮駅西口まちづくり事務所

〒330-0853

さいたま市大宮区錦町682番地2

TEL 048-778-8462